

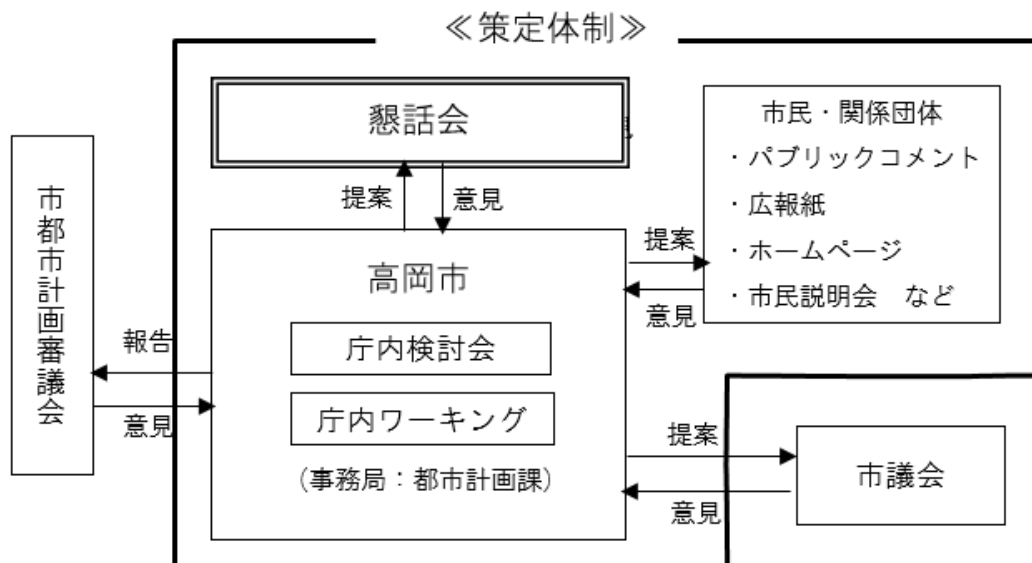
参考資料

策定体制

- 都市計画審議会
 - ・ 構成：委員（学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員）
 - ・ 役割：市から付議のあった案について議決を行う

- 懇話会
 - ・ 構成：学識経験者、各種市民団体、関係行政機関など 19 名で構成
 - ・ 役割：市から提案のあった案に対して意見・提言を行う

- 庁内の検討体制
 - ・ 構成：庁内検討会（関係課室長の 29 名で構成）
 庁内ワーキング（関係課室担当者の 28 名で構成）
 - ・ 役割：計画の内容について検討する



懇話会委員名簿

氏名	所属・役職等
上地 一郎	高岡法科大学教授 ※1
尾崎 憲子	高岡市社会福祉協議会長
加須栄 徹朗	高岡市農業協同組合常務理事
金岡 省吾	富山大学地域連携推進機構教授
金山 健治	富山県宅地建物取引業協会高岡支部副支部長
坂元 美咲	学生（富山大学）
島崎 勉	高岡市観光協会専務理事 ※2
炭谷 靖子	富山福祉短期大学学長
高山 純一	金沢大学教授
中野 聡一郎	富山県高岡土木センター所長 ※3
中村 総一郎	高岡市PTA連絡協議会会長 ※4
蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授
福濱 方哉	国土交通省富山河川国道事務所長
松下 壮一郎	学生（高岡法科大学）
松村 浩史	高岡商工会議所地域産業活性化常任委員長
三好 申剛	高岡青年会議所監事
六瀬 栄巳子	高岡市地域活動クラブ連絡協議会会長 ※5
若野 富男	高岡市連合自治会副会長 ※6
和田 瞬佑	高岡伝統産業青年会会長

五十音順・敬称略

- ※1 H28. 10. 25～ 豊本 治 副学長 H29. 2. 24～ 上地 一郎 教授
 ※2 H28. 10. 25～ 東保 英則 専務理事 H29. 4. 1～ 島崎 勉 専務理事
 ※3 H28. 10. 25～ 神埜 進 所長、H30. 4. 1～ 中野 聡一郎 所長
 ※4 H28. 10. 25～ 鶴瀬 ゆかり 副会長、H29. 6. 5～ 中村 総一郎 会長
 ※5 H28. 10. 25～ 高森 佳代子 監事、H29. 7. 6～ 六瀬 栄巳子 会長
 ※6 H28. 10. 25～ 林 隆三 副会長、H29. 7. 6～ 若野 富男 副会長

策定経緯

年月日	都市計画審議会	懇話会	市民・関係団体
H28. 8. 25	策定の背景と目的 策定体制とスケジュール		
H28. 10. 25		<第1回> 策定の背景と目的 策定体制とスケジュール 本市の概況	
H29. 2. 24		<第2回> 都市づくりの方針 将来都市構造	
H29. 5. 16	都市づくりの方針 将来都市構造		
H29. 6. 5		<第3回> 都市整備方針	
H29. 10. 11		<第4回> 全体構想（素案）	
H29. 11			市民と市政特集
H29. 11			市民意見募集
H29. 11. 8 12 21 23			市民説明会 ※旧高岡市・旧福岡町 会場各2回（計4回） 開催
H30. 3. 29		<第5回> 市民意見募集の結果 地域別構想（素案）	
H30. 6. 27	全体構想（案） 地域別構想（素案）		
H30. 7. 6		<第6回> 計画（素案）	
H30. 8			市民と市政特集
H30. 8～			市民意見募集
H30. 8. 6 20 22 24 26 27			市民説明会 ※地域別構想の中部地 区2回、その他地区1 回ずつ（計6回）開催
H30. 11. 6		<第7回> 市民意見募集の結果 計画（案）	
H30. 11. 28	計画（案）		
H30. 12. 25		計画の策定	

用語集

	用語	説明
ア 行	アクセス	対象とする場所に近づくこと、または目的地に到着するための交通手段。
	アクセシビリティ	目的地へのアクセスのしやすさ。
	インフラ（都市基盤）	道路・公園・上下水道・河川などの公共施設。
	ウォーターフロント	海岸、湾岸、河川等の沿岸を含む水辺の空間で、多様な都市活動等のための親水的空間のこと。
	NPO	Non-Profit Organization という英語の略称で、日本語では民間非営利組織を指す。一般的には営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的に行う団体（市民活動団体）をいう。
	延焼遮断帯	市街地に大火が発生した際に周辺に火災が広がらないよう、道路・河川・鉄道、公園などの公共施設をはじめ、耐火建築物などによって、建物の延焼を遮断する帯状の不燃空間。
	沿道サービス	幹線道路沿いの敷地において行われる自動車利用者を対象としたガソリンスタンド、飲食店等の駐車場を備えたサービス施設のこと。
カ 行	買回り品	その商品を買うために複数の店を見て回り、価格や仕様、デザインなどを比較して決める商品。ファッション性の高い意匠品、電化製品、家具など。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）をあわせて処理する浄化槽。
	環状放射道路	中心市街地及び周辺市街地から人や物が駅やインターチェンジなどの交通結節点に円滑にアクセスできるよう、拠点間連携等の骨格となる道路。
	幹線道路	市街地の骨格となる広域間連携・地域間連携を担う道路とその他道路からなるもの。
	環日本海	日本他、ロシア、中国、北朝鮮、韓国の5か国にまたがる日本海沿岸一帯の経済圏。
	既成市街地	道路が整備され建築物が連担するなど、既に市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連担して3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地。
	既存ストック	これまで整備されたインフラ（都市基盤）や公共施設、建築物など。
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度が三十度以上であり崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地。
	狭隘道路	狭くゆとりのない道路。
	狭小間口	宅地が前面の道路と接している間口が狭い宅地。
	区域区分	都市計画法第7条で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止するために、優先的・計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めること。線引きともいう。
	ゲストハウス	来客用の宿泊場所、簡易宿所型ゲストハウス、シェア住居型ゲストハウスなど、広義に使用されている言葉で、シェアハウスともいう。
	建蔽率	建築基準法第53条に基づく建物の制限のひとつ。建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。敷地内における空地を確保し、建物の過密化を防止する市街地環境の保全、防火上の安全性を高めるための規制。

カ行	広域都市拠点	都心エリア（新高岡駅～高岡駅～中心市街地）において、県西部の中核都市にふさわしい高次都市機能の集積を図る拠点。
	高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	公共下水道	市街地における下水の排除や処理をするために地方公共団体が管理する下水道。
	高次都市機能	都市内において健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動をするために必要な公共、医療、福祉、子育て、商業、教育・文化、交流機能などの内、本市全域または県西部地域など多くの方々が利用される機能。
	交通安全施設	ガードレール、カーブミラー、道路照明灯など、交通事故を防止し、市民の安全を確保するための施設。
	交通結節点	鉄軌道やバスなどの交通が集中的に結節する点。
	交通空白地域	人口密度が20人/ha未満の地域であり、かつ駅・電停・バス停圏域に入っていない区域。
	交通不便地域	一定の人口集積があり（20人/ha以上）、かつ一定の利便性がある（1時間あたり1本程度の運行頻度）駅・電停・バス停圏域に入っていない区域。
	国定公園	都道府県が自然の景勝地において、一定の区域を定め、自然環境の保全、利用促進を図るため、自然公園法に基づき環境省が指定する自然公園。
	コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまり。
	コンパクト・アンド・ネットワーク	本市の成り立ちや都市基盤整備状況等を踏まえつつ、各地域の特性に応じた都市機能や居住機能をそれぞれの市街地内に誘導するとともに、それらを公共交通等で結ぶまちづくり。
サ行	里山	集落や人里に近接した山、田んぼ、雑木林、小川など昔からある日本の田舎。
	散居村	平野に家（農家）が点在する集落形態。
	GIS（地理情報システム）	利用者が地図情報をはじめ、さまざまな付加情報（土地、道路、施設などの情報）について、インターネット等を通じて検索・表示でき、また、提供を受けることのできるシステム。
	市街化区域	都市計画法第7条に定められた区域区分のうち、既に市街地を形成している区域、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法第7条に定められた区域区分のうち、無秩序な市街化の拡大を抑制し、農林漁業に必要な用地の確保、都市に必要な自然環境を保全する区域。
	市街地	住宅・商店・向上などがまとまって立地する地域。
	市街地開発事業	一定の広がりのある区域を面的に開発する事業のこと。宅地造成、建築物の立地を単体で施行するだけではなく、地権者で構成される組合などが事業主体となって、総合的な土地利用計画に基づいて、道路や公園などの都市施設とあわせて整備事業。
	市街地再開発	市街地開発事業の一つで、市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、公共施設、建築敷地、建築物を一体的に整備を行う事業。
	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに応え、より効果的・効率的に公共施設の管理運営を行うために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするもの。
	修景	建築物などの外観を周辺の街並み景観に調和させること。

サ 行	周辺市街地（周辺市街地エリア）	都心エリア周辺の市街地、伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡地区の市街地で住民が地区内で快適な生活を送ることができるよう日常生活を支えるサービス機能の配置や良好な居住環境の形成を図るエリア。
	少子高齢化	低出生率の持続と高齢人口（65歳以上）の全人口に占める割合が持続的に上昇する社会変化。
	スプロール現象	市街地が無計画に郊外に拡大し虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
	スマートインターチェンジ（SIC）	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち、労働力の中心となる15歳以上64歳までの人口。
	線引き区域	都市計画法第7条で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止するために、優先的・計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めた区域。
	戦略的的道路構想	駅、港、インターチェンジなどの広域交通拠点間をおおむね10分で結ぶという「10分圏域」の形成により、本市の活力向上を目指すことを目的とした道路構想。
	総合的拠点港	伏木地区（伏木港）、新湊地区（富山新港）、富山地区（富山港）の3地区で構成する伏木富山港が該当し、日本海側の物流・交流拠点として大きな役割を果たし、国際貿易に関して特に重要な港湾。
タ 行	大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するものであって床面積の合計が1万㎡を超えるもの。
	地域生活拠点	周辺市街地エリア（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）内の広域都市拠点との連携の中心となる駅等の周辺において、身近な生活サービス機能の集積を図る拠点。
	地域高規格道路	高規格幹線道路と連携して高速交通網を形成し、地域のモビリティを高め県土の均衡ある発展に寄与する道路で、4車線以上の車線を有する自動車専用道路またはそれと同等の機能を有する道路。
	地域バス・地域タクシー	地域住民が主体となった交通手段で、公共交通不便・空白地域における地域住民の生活の足を確保するもの。
	地区計画	住民が主体となって、各地区の特性に応じた良好なまちづくりを進めるため、道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて定める計画のこと。
	中心市街地	高岡駅を中心とする一帯の市街地であり、開町以来の歴史・文化を受け継ぐとともに各時代における産業、行政の様々な都市機能を担ってきた、まさに「高岡の顔」として発展してきた地域。
	長寿命化	公共建築物・インフラに関して、定期的な点検・診断等により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、優先度に応じた修繕を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図ること。
	調整池	洪水の最大流量を減少させるため、洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆっくり流す施設。
	津波災害警戒区域	最大クラスの津波（数千年に一度とされています。）が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

タ 行	低炭素社会	地球の環境容量内に収まるように資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われるのみならず、その過程で雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現し、自然と調和した社会。
	低未利用地	市街化区域内において、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地（田、畑など）」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地（暫定的に利用されている資材置場や青空駐車場など）」の総称。
	都市型住宅	住宅が密集した市街地の狭い土地を使って、住みやすく、暮らしやすいように工夫して建てた住宅。
	都市機能	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
	都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
	都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査であり、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査すること。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県が指定したもの。
	都市計画審議会	高岡市が都市計画を定めるときに、都市計画法第77条の2に基づき計画案を調査・審議する機関のこと。都市計画は都市の将来の姿を示すものであり、市民生活に大きな影響を及ぼすため、都市計画を定めようとするときは、高岡市だけで判断するのではなく、学識経験者や議会の議員、関係する国・県などで構成される審議会の調査・審議を経て都市計画を定める。審議委員は、高岡市都市計画審議会条例に基づき、15名以内で構成。
	都市計画提案制度	土地の所有者やNPO法人などのまちづくり団体等が、一定の条件のもとで、本マスタープランを除くすべての都市計画（土地利用・道路等）の決定または変更案を提案できる制度。
	都市交通軸	都心エリアと周辺市街地エリア（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）を結ぶ交通軸。
	都市施設	都市生活に必要不可欠な施設で、都市計画法第11条に定める、道路、公園、上下水道、交通施設・供給・処理施設、教育文化施設、医療施設、住宅施設などの施設の総称。
	土砂災害警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
	土砂災害特別警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
	都心エリア	県西部地域の中核的都市にふさわしい、にぎわいと魅力ある空間の創出を図るエリアであり、都心軸を中心に「まちの顔」を一体的に創り上げていく空間。
	都心交通軸	新高岡駅・高岡駅・中心市街地を結ぶ交通軸。
	都心軸	都心エリア（新高岡駅～高岡駅～中心市街地）内の一体性を向上するため公共交通の強化・充実を図るための各ゾーンを結ぶ鉄軌道や道路。

タ 行	土地区画整理事業	道路、公園等の公共施設の整備や宅地の利用の増進を図るため行う、土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。
	土地利用規制	都市、農業、森林、自然などそれぞれの区域における土地所有者の利用の自由に対する制限。区域区分や地域地区（用途地域等）は都市に関する代表的なもの。
	DID（人口集中地区）	国勢調査で設定された地区で、人口密度1haあたり40人以上の地区が集合し人口5,000人以上となる地域のこと。
	都市のスポンジ化	都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。
	富山高岡広域都市計画区域	富山市、高岡市、射水市の3市で構成する都市計画区域のこと。
ナ 行	ネットワーク	市街地内の歩行や市街地間の公共交通が相互に有機的に結合した状態。
ハ 行	パークアンドライド	通勤通学時に、自宅から最寄りの駅まで車で行き、そこから公共交通機関に乗り換えること。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	パブリックコメント	計画の策定及び条例の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する考え方を明らかにして、施策等の意思決定に反映させることを目的としたもの。
	バリアフリー	高齢者や障がいを持つ人が生活するうえで妨げとなるものを排除した環境。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。
	非線引き区域	市街化の圧力が弱い地域で、都市計画法第7条に定める区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）が行われていない都市計画区域。
	風致地区	都市の風致（自然の趣）を維持するために定める地域。
	福岡都市計画区域	旧福岡町で構成する都市計画区域のこと。
マ 行	モビリティマネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
ヤ 行	遊休不動産	老朽ビル、中小倉庫、空き家、空き地等の活用されていない不動産。
	優良農地	まとまって存在する農地など、農業を営むのに良好な条件を備えている農地。
	容積率	建築基準法第52条に基づく建物の制限。建物の延べ面積の敷地面積に対する割合。建物の密度を規制することにより、道路等の公共施設の整備状況に即した密度に抑制するための基準。
ラ 行	リノベーション	遊休化した不動産という空間資源と潜在的な地域資源など、今あるものを活かし新しい使い方をすること。
ワ 行	ワークショップ	まちづくり等の計画づくりにおいて、地域に関わる多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決方策を検討するために、協力しながら行う共同作業。

高岡市都市計画マスタープラン
平成30年12月

発行 高岡市都市創造部都市計画課
〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50
TEL 0766-20-1404 FAX 0766-30-2482
E-mail : toshi@city.takaoka.lg.jp
URL : <http://www.city.takaoka.toyama.jp/>